

介護職員等の処遇改善の取り組み【見える化要件】

介護職員等処遇改善加算の算定に伴い、介護職員等の賃金改善を行うとともに、職場環境の改善についても取り組んでおります。

○加算算定状況

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ・ 居宅介護支援事業所（介護予防支援含む） | 処遇改善加算 |
| ・ 訪問介護事業所（訪問型サービス（独自）含む） | 処遇改善加算Ⅰイ |
| ・ 通所介護事業所（通所型サービス（独自 19 人以上）） | 処遇改善加算Ⅰイ |

○取り組み内容

【キャリアパス】

- ・ 職員のキャリアパスを制度化し、人事の効果的な運用と職員の公正な処遇を図る
- ・ 職群基準と役割資格等級基準を設け、それに応じた給与体系を定める

【入職促進に向けた取組】

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅研修に対するマネジメント研修の受講支援
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度
- ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談などキャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有休休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・ 職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている
- ・ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供